

岩手県告示第574号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

令和6年11月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 久慈市長内町第28地割105番256、105番258、105番306及び105番307の各一部並びに第35地割123番1及び123番22の各一部
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市長田町6番2号 岩手県土地開発公社